

(厚生労働委員会)

強制労働の廃止に関する条約(第百五号)の締結のための関係法律の整備に関する法律案(衆

第二三号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、我が国が強制労働の廃止に関する条約(第百五号)を締結するため、同条約が禁止する強制労働に該当するおそれがある罰則に関する規定に係る関係法律の規定中、懲役刑を禁錮刑に改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、次に掲げる法律の規定中の懲役刑について、これを禁錮刑に改める。

1 政治的行為の禁止に違反する行為に係る罰則としての懲役刑

イ 国家公務員法第百十条第一項第十九号

ロ 自衛隊法第百十九条第一項第一号

2 業務を行わないことに対する罰則その他の労働規律の手段としての懲役刑

イ 船員法第百二十八条第四号

ロ 郵便法第七十九条第一項

ハ 郵便物運送委託法第十九条

ニ 熱供給事業法第三十四条第三項

ホ 電気通信事業法第七十八条及び第一百八十条第二項

ヘ 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第六十五条

3 争議行為のあり等に係る罰則としての懲役刑

イ 国家公務員法第一百十条第一項第十七号

ロ 地方公務員法第六十一条第四号

二、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。